

第8回 佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会

令和5年5月30日(火)

午前10時00分～午後0時1分

議会大会議室

【出席委員】嘉村弘和委員長、山口弘展副委員長、山下明子委員、中野茂康委員
千綿正明委員、堤正之委員、山田誠一郎委員、川副龍之介委員、
永渕史孝委員、松永憲明委員、西岡真一委員、中島妙子委員

【欠席委員】なし

【執行部出席者】総務部長ほか

【案 件】

- ・駐屯地計画に関する経過について(参考人招致)
- ・市の対応状況について
- ・委員間協議

○嘉村委員長

おはようございます。ただいまから、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日の委員会の進め方についてですが、最初に、自衛隊駐屯地計画に関する経過についてということで、防衛省に出席いただいておりますので、この間の経過について説明を受け、質疑を行いたいと思います。その後、市の対応状況についてということで、執行部から説明を受け、質疑を行いたいと思います。

それでは早速ですが、防衛省に出席いただいておりますので、説明をお願いいたします。資料はSidebooksの特別委員会フォルダ第8回、防衛省資料の順に開いていただきたいと思います。

○九州防衛局長

おはようございます。九州防衛局長の伊藤でございます。それでは御説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

令和5年2月13日に開催されました、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会においては、昨年末に実施した3回の県民説明会と、1月29日と2月5日に川副・東与賀・諸富の皆さんを対象とした2回の校区説明会、計5回の住民説明会の状況について、御説明させていただきました。3月1日のこの調査特別委員会におきまして、佐賀市から、佐賀空港の自衛隊使用要請に係る対応についてとして、2月27日の状況について御説明があったと認識しております。今般の本委員会におきましては、それ以降のオスプレイの配備に伴う、防衛省の主な動きについて御説明させていただきます。

佐賀空港オスプレイ配備に伴う主な動きという資料に沿って説明させていただきます。3月17日に、有明海漁協の南川副支所の主催によりまして、同支所の組合員を対象に、昨年11月のオスプレイ等配備計画検討委員会における、公害防止協定の見直しに至った経緯についての報告がありました。これは漁協主催の会議でありました。そこに防衛省が出席しております。防衛省においても、出席者の方から自衛隊の佐賀空港の利用や駐屯地の設置等に係る御質問があることも想定されることを考慮して、出席したものでございます。

そして4月20日にですね、国造堀60ヘクタール管理運営協議会の勉強会が開催されまして、防衛省も参加して、佐賀県と佐賀市にも同席していただきました。防衛省から防衛省の補助事業排水対策、騒音について、資料を用いて説明させていただきました。

このような経緯を経て、5月1日に開催された国造堀60ヘクタール管理運営協議会の臨時総会において、駐屯地用地の売却を決定していただきました。さらに引き続きまして5月15日、佐賀県有明海漁協のオスプレイ等配備計画検討委員会が開催されまして、漁協からの御依頼を受けて防衛省も出席して今般の用地取得に係る防衛省の考えを説明させていただきました。防衛省としては、本件土地の登記名義人は佐賀県有明海漁協であることから、佐賀県有明海漁協との間で契約を締結して、用地取得を進めるという考えでございます。その際の漁協内部の手続については、漁協の判断により手順を踏んで手続がなされていると承知しており、問題はないと認識している旨を会議において御説明させていただきました。その後、同日開催された佐賀県有明海漁協の理事会において、駐屯地用地の売却を決定していただきました。

そして5月18日、防衛省と佐賀県有明海漁協の間において、駐屯地予定地の不動産売買契約を締結したところでございます。また佐賀県有明海漁協の南川副支所により、これまでの組合員とのやりとりの中で出た不安や懸念などを受け止めつつ、防衛省と南川副支所との間で、確認した内容を明文化するため協定書を結びたいとの御要望がありましたので、同日不動産売買契約に先立ち、防衛省と南川副支所との間で協定書を結びました。

翌日の5月19日に井野防衛副大臣が、南川副支所、有明海漁協本所、佐賀市、佐賀市議会、佐賀県、佐賀県議会を訪問させていただき、御礼を述べるとともに引き続きの御協力をお願いさせていただきました。

今後のスケジュールでございますけれども、防衛省といたしましては、喫緊の課題である島嶼防衛能力の構築のために早期に佐賀空港に駐屯地を開設したいという考えでございます。工事につきましては、6月上旬をめどに現場での作業に着手する計画でございます。工事の実施に際しては、地域住民の皆様を対象とした説明会を実施するなど、適切に対応したいと考えております。佐賀市議会の皆様におかれましては、引き続き駐屯地開設に向けた御支援御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。私のほうからは以上でございます。

○防衛局職員

おはようございます。調達部長の日下でございます。私のほうから、工事の着手についてということで御説明させていただきます。座って御説明させていただきます。7と8になります最後のほうについてるかと思えます。

まず、佐賀駐屯地の工事の着手に際しまして、工事の説明会を実施したいと考えております。対象といたしましては、東与賀等、こちらに書いてある6校区の皆様方を対象として、令和5年6月6日と6月8日、それぞれ東与賀文化ホールと、スポーツパーク川副の体育館で実施を予定しております。具体的な内容については、次の資料となっております。佐賀駐屯地の新設に向けまして、今後、準備が出来次第、工事に着手したいと考えております。工事の実施に当たりましては、十分な安全対策をとるとともに、環境にも配慮してまいりますので御理解御協力をいただきたいと思いますと考えております。

工事の概要ですけれども、工事エリアを仮囲いフェンス等で囲ったりですとか、仮設の調整池の設置、それから、矢板を打ったり、その後地盤改良ですとか、駐機場、隊庁舎等の工事を予定しております。続きまして安全対策等でございます。準備が整い次第工事に着手する予定ですが、夜間の作業も含めて24時間実施する予定としております。また、土曜や日曜休日等でもですね、作業を実施してまいります。夜間作業を行うに当たってはですね、工事エリアの外に照明が行かないような配慮等もしていきたいと思っております。工事の出入口等にはタイヤ洗浄機を設置してですね、粉じん対策等もしっかりと対応したいと思います。また、車両の出入口等には交通誘導員を配置いたしまして、工事用車両と一般車両、また、歩行者との交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。工事用資材の運搬時には、運転経路も適宜、適時パトロールをして、交通安全も確保に努めてまいりたいと思っております。工事用資材の主な搬入ルートにつきましては、青い線で書いてあるとおりでございます。工事の機器につきましては、低騒音低振動、排出ガス対策型というものをを用いて環境にも配慮してまいりたいと考えております。工事に際しましては、空港の管理者と十分に調整をして、航空機の離発着に影響がないように実施していきたいと考えております。

続きまして、工事中の排水対策でございます。工事エリアに降った雨につきましては、仮設調整池に一旦ためて、そこでしっかりと濁水の処理をして、一気に流すのではなくて、流量をしっかりと調整した上で、場周水路のほうに流していきたいと考えております。また、ノリの漁期中は、生コンクリートの打設工事は行わない計画としております。生コンクリートを打設する際には、そのすぐ近くに貯水池を設けまして、そこでしっかりとPH処理を確実に実施してまいりたいと考えております。フロー図をその下に載せておりますのでこのとおり、しっかりと排水対策もやろうと思っております。3番が工事の予定場所でありまして、4番目に工事中の御懸念とか、私どもの連絡先となっております。こういった内容で工事のほうを始めたいと思っております。資料の説明につきましては以上でございます。

○嘉村委員長

いただいた資料に、環境整備法第8条、そして9条の資料が添付されてるわけですが、これについての説明をお願いしたいと思いますし、また排水対策についても資料がございますので、この辺のところ、まず、ちょっと説明いただきたいと思っております。

○防衛局職員

九州防衛局企画部長の遠藤でございます。座って失礼させていただきます。

御要望ございましたので御手元の資料の別添、右上に1そして2とついております補助事業について、先ほど冒頭伊藤のほうから御説明申し上げたとおり、4月20日の国造掬60ヘクタール管理運営協議会のいわゆる勉強会におきまして、私どものほうから御説明をさせていただきました。これは、防衛省が持っております補助事業についての御理解を深めていただくとともに、漁業者の皆様が御懸念の排水対策や騒音について、資料を用いて御説明をさせていただいたというものでございます。勉強会の中では様々な御質問をいただいて、それに対して、私どもとして、有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすようにしているというようなことですが、また、駐屯地の設置や運用が周辺地域に与える影響について、皆様がお持ちの御懸念や不安を解消して、駐屯地が開

設されることが地域の発展につながっていくよう、佐賀県や佐賀市と連携して対応していきたいというようなことを御説明させていただいたところでございます。その上で、御手元の資料の環境整備法8条、そして9条についての資料でございます。基本的には私どもが持っております制度の概要というものを御説明したものでございますが、それぞれの違いというところを、先に簡単に申し上げておきたいと思っております。

まず、環境整備法8条と申しますのは、防衛施設の設置または運用によりまして、その周辺地域の住民の皆様のご生活、または事業活動というものが阻害されるということが認められる場合におきまして、この規定によって、地方公共団体が行う道路や漁業用施設などの整備、そのための費用の一部を補助することができるという仕組みでございます。この漁業用施設等という中には、いわゆる道路公園、無線放送施設といったもの、様々な名義として入っておりますが、しかし、この資料の中で、とりわけ漁業用施設についての関心が高いということもありまして、別添1の2ページ目になりますけれども、漁業用施設とはということで具体的なメニューというものを列挙して御説明した、こういったことでございます。この8条による補助、周辺対策事業と申しますのは、佐賀駐屯地（仮称）の設置または運用による障害の実態、そして、地方公共団体である佐賀市様が行う事業の計画、これらを踏まえて検討していくということになります。

環境整備法第9条についてでございますが、これはいわゆる特定防衛施設周辺整備調整交付金と呼ばれるものの関連でございます。これは同じく法律の9条の規定に基づくということもございますけれども、同様に防衛施設の設置、また運用が周辺地域の生活環境または開発に及ぼす影響の程度、そして範囲といったものを考慮して、まず特定防衛施設関連市町村というものに指定をするという手続がございます。そしてこの市町村に対して、政令で定めるところの公共用の施設の整備、またはその他の生活環境の改善、もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業。こういったものに充てさせるため、交付する交付金でございます。ちなみにこの特定防衛施設関連市町村の指定に当たりましては、防衛大臣は、あらかじめ関係行政機関の長と協議するというような形になっております。このいわゆる8条と9条の違いといたしましては、この特定防衛施設関連市町村という指定というものがあるということに加えまして、別添2のほうにございますように、補助率の定めのないものである。したがって、市の負担が必要ないというようなことですか、基金に積んで必要に応じた使用が可能であるといったような点についても御紹介しながら、参考のところとして個別具体的なほかの自治体における事例というものも御紹介をさせていただいたところでございます。

それぞれの事例等の説明になりますと非常に詳細になってまいりますので、割愛させていただきたいと思っておりますが、今申し上げたとおり、8条と9条のそれぞれの制度の概要、そして特徴というところについて、事実関係に基づいて御説明をし、南川副支所の皆さんの御理解を深めていただく一助としていただければということで御説明したものでございます。その際、令和5年2月27日に、防衛省として、佐賀市の間で結ばせていただいた08項目の中の6項目で、別添3として、添付をさせていただいており、お示しをしております。佐賀市と防衛省の間のやりとりについては、御承知のところでございますので読み上げは割愛させていただきますが、こういった状況の中での説明をさせていただいたということでございます。

騒音の部分につきましては、この委員会のほうでも、また、類似の住民説明会のほうでも、私どものほうから御説明をさせていただいている、騒音についての配慮、そして、現時点において見込まれる騒音の程度というところについて、これも従来の資料に沿って同じ内容を御説明させていただいたところでございます。これは、南川副の国造掬管理運営協議会の皆様におかれまして、必ずしも皆様が住民説明会等に御出席いただけているわけでもないという中で、改めまして御説明させていただいたところでございます。さらに排水対策について、調達部長から説明させます。

○防衛局職員

続きまして別添5の資料でございます。排水対策の、現在の検討状況についても説明してほしいということでしたので、こちらの別添5の資料を用いてですね、御説明をさせていただきます。こちらの資料の内容ですけれども、まずは、漁協の皆様からの御要望のとおりですね、有明水産センターと協力して、ノリの養殖の影響が出ないような適切な比重ということで、国造掬樋門からは18以上、平和掬樋門からは14以上ということでしたので、そういうような排水となるようにですね、調整をして排水します。続きまして、佐賀空港からの排水につきましても、駐屯地からの排水とあわせてですね、海水混合を行います。そして、次にこれはあくまで一つの試算となりますけれども、例えば、塩分が28、比重で言いますと20.62の海水と混合する場合にはですね、国造掬樋門からの排水を比重、今お約束している18以上とするためには、雨水の量ですね、7倍の海水を混ぜる必要があります。また、平和掬樋門からの排水を比重14以上とするためには、雨水の排水量の2倍の海水を混合させるということになってまいります。

具体的な海水との混合の方法ですけれども、まずは、左下のようにですね、堤防の外に海水の取水用のピットを設置いたしまして、上げ潮時にですね、海水を取水するというようなものになります。海水を取水するためのポンプにつきましては、堤防の内側に整備をして、海水の取水ポンプ場において運転をいたします。取水した海水につきましては、排水機場の既設の吐出水槽のほうに送りまして、この水槽の中で雨水と混合して、お約束した所定の比重とした上でですね、排水を行います。この雨水がですね、吐出水槽内で、海水ときちんと混ざる、本当に混ざるのかという御懸念もございましたけれども、これについては、流体解析ソフトを用いましてシミュレーションによってですね、しっかり混ざるということを確認しておりまして、今後実施設計で詳細を検討していくこととしております。以上、この資料で漁協の皆様にも御説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○防衛局職員

別添6といたしまして、私どもと南川副支所との間で結びました協定について、若干補足の御説明をさせていただきたいと思っております。協定を結ばせていただいた背景は、先ほど御説明させていただいたとおり、これまで南川副支所の皆様と様々なやりとりをさせていただいた中で出てまいりました不安、懸念を受け止めつつ、これまでやりとりをさせていただいた内容、確認した内容というものを明文化するという御要望があったものでございます。

この御要望を受けまして、5月18日付けになりますが、御手元の別添の協定書というものを結んだものでございます。記載されている内容につきましては、御覧いただいて

おりますとおり、例えば排水については、国造搦樋門、平和搦樋門から分散して排水を行うとか、適切な比重にするといったこと。西側の土地を購入する、米軍は常駐しない。これまで、佐賀市様のほうにもお約束してきたことの確認的な内容であることが、お読み取りいただけるかと思えます。これに加えて、今後排水対策等については、漁業組合員への説明会を開催するという点、それから損害が発生した場合にはしっかりと補償措置を講ずるといったこと、それから周辺環境に十分配慮を行うということ、こういったことについても明記をしていることに加えて、さらには先ほど御説明したような、いわゆる周辺対策事業というものの事例も参考として記載をしているものでございます。さらに9番にございますように、佐賀駐屯地（仮称）外に新たに建設する宿舎については、これは必ず南川副地区に置くというようなこと、そして、いわゆるそれ以外のバスケットクローズ的な協議をしていくというようなことですか、本拠協定書が、駐屯地がある限り有効であるといったことなどについて、御地元の南川副の皆様からの御要望を踏まえまして、私どもとして誠心誠意対応してきた一つの紙としての形であるということです。説明は以上でございます。

○嘉村委員長

それでは委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思えます。はい山田委員。

○山田委員

委員長にお願いなんですけども、質疑の進め方ですけども、工事のこと・環境整備法のこと・排水のこと、いろいろと説明されましたから、それぞれ区切ってですね、例えばまず工事のこと、それが終わってから、環境整備法についてというような、質疑応答の進め方をしていただけないでしょうか。こんがらがってはいけません。

○松永憲明委員

1番最初にですね土地の売買についての問題もちょっとお聞きしたいことがあるんですよ。それでまずお願いできればと。

○嘉村委員長 最初の説明の順番どおりにいきたいと思えますんで。

○山下委員

最初の伊藤局長の説明資料に対しての質問を幾つかさせていただきます。この間ですね、11月1日に公害防止協定の見直しがなされて以降、本当に約半年であつという間にここまで来てしまったという印象があるわけですね。その間に、住民に対する説明会、佐賀市民全体に対する説明会っていうのは、12月に行われた3回だけですね。あとは、近隣の人達だけですね、地元の人だけというのがまず前提にあつて、そこでこれまで出されたことに対する質問に、明快に答えていないままここに来たという印象を持っておりますので、そのことについてちょっとまず二つ伊藤局長に伺いたいと思えますが、5月15日に、有明海漁協の検討委員会に出席をされて、用地取得にかかる防衛省の考えを説明したとありますが、どういう見解を示したのか。そのときどういうやりとりがあったのかというのが一つですね。それに関連してですが、5月19日付けの朝日新聞に、防衛局としては全員の同意を必要とは考えていないといったコメントが伊藤局長の名前で出ていますけれども、そのコメントの、見解の根拠というのは何なのかっていうのをちょっとお示してください。

○防衛省職員

お答えいたします。5月15日、御指摘のようにですね、佐賀県有明海漁協の検討委員会で、私が出席して考えを説明させていただきました。検討委員会での説明につきましては、そのあと、記者会見で私申し上げたんですけど、用地取得の相手方である佐賀県有明海漁協とのやりとりであり、また、検討委員会のやりとりは公表を前提としたものではないため、その細部を、防衛省からお答えすることは控えたいと思います。

土地の売買契約の話なんですけど、これ私が冒頭申し上げたとおりですね、本件土地の登記名義人は、佐賀県有明海漁協でございます。佐賀県有明海漁協との間で契約を締結したと。その際の漁協内部の手続については、手順を踏んで決定した方法により進めていただいたものと我々は受け止めておりますので、それにもとづいて、売買契約をしたということでございます。

○山下委員

今の言い方はですね、漁協のほうがやったことなので、表面上の登記の相手者とやったことで問題ないという言い方なんですけど、全員の同意を必要とは考えていないというコメントの根拠をお聞きしておりますが。

○防衛省職員

繰り返しになりますけれども、漁協内部の手続については、手順を踏んで決定したと。これを尊重するのが国の立場でございますので、問題ないという認識でございます。

○山下委員

売買契約を結ばれたことについての資料を提出していただけないでしょうか。

○防衛局職員

管理部長の北と申します。どうぞよろしくお願います。資料につきましてはですね、中身につきましては、いろいろ個人情報とか、いろいろと今後の業務に支障は来すこともございますのでそういったところを不開示としますが、そういったところを踏まえてそういった情報公開請求とかがあればですね、開示することは可能であります。

○山下委員

情報公開請求すれば可能ということなのですが、ここでせつかくおられるので聞きますが、売買契約の相手方は漁協だと思いますけれども、工事着工の話がもうどんどん進んでますけれども、登記の移転だとか、それから売買金額の支払いの手続などはどのように規定されてるんでしょうか。

○防衛局職員

規定というのはどういう意味での規定でしょうか。

○山下委員

つまり、登記後速やかに支払うだとかですよ、何かそういうものが規定に盛り込まれているのかどうか、またどのように考えておられるのか。工事着工をする前にお金払わんどいて人の土地に、手を加えるんですかっていう話になるわけなんですけど、その辺はどのように考えておられるんですかっていうことです。

○防衛局職員

そういった手続につきましてはですね、当然やっていくもの。もう通常の売買の場合でも同じことをやっていくことになると思います。今のお話ですけども用地買収の事

務手続のまだ今やっているとございまして、そういった完了前の話でございまして、仮定の御質問ということになりますのでお答えすることは困難であるということで御理解いただきたいと思っております。

○山下委員

いや、仮定と言いますが、6月上旬に着工しようということで、説明会も予定されてるわけじゃないですか。6日と8日に。ですが、そのときに、お金払わないで土地を取得しましたから工事しますって話にはならないと思うんですけども、そのところはどのように考えておられるのかってことなんですけど、要するに流れですね。ちなみに、佐賀県が、空港の第4駐車場拡張したときはですよ。県議会が決定して、決議してすぐ登記を移して、実際の支払いは、ずっと年末までかかっていたということではあったんですが、県から、地権者一人一人に支払いをしていったという流れがあったんですが、防衛省は、そこらあたりはどのように考えておられるんですか。土地を売らないという人がいる以上どのようにされるのかなという質問なんですよ。

○防衛局職員

まずですね、今、空港用地の駐車場の話ですかね、されたと思うんですけども、具体的な話をですね。しかしながら我々その時の当事者ではございませんので、それについては私我々のほうからお答えすることは困難でございます。あと先ほどの私のほうからも回答しましたけれども、用地取得の事務手続の完了前にですね工事に着手するといった、仮定の話ということの御質問でありましたので、お答えすることは困難ですと、いうことを申し上げたところでございます。

○山田委員

工事説明会についてちょっとお尋ねします。工事説明会、東与賀文化ホール、スポーツパーク川副、ちょっと何点か質問があります。まず対象者が、東与賀、西川副、南川副、中川副、諸富、大詫間、これ久保田が入ってないんですけど私の感覚からいえば、佐賀市南部ってのは久保田まで1くくりです。それともう一つ。工事車両は1日何回、佐賀市内を通るのか。この説明の中で地図も、工事車両が通る地図も添付されてますけどもこれ例えば本庄とか、そういう工事がですね、工事車両が通行するところの住民説明はしなくていいのか。私は疑問があります。かなりこれ通学とか通勤に影響するものですから、これが1日何台ぐらい、往来するのか。そして、この時間帯ですけども、東与賀の場合16時半から20時、1時間半しか設けられてません。前の説明会のときは、1時間半ないし2時間説明されても非常に時間が足りなかった、時間がオーバーしすぎますもう時間が来てますのでっていうことで。私は、説明会は、エンドレスにするべきじゃないかと思いますがその辺りの見解をお示してください。

○防衛局職員

まずはですね、ほかの地区も、住民説明会に含めるべきではないかということだと思います。まず、ここの6校区への工事説明会というのは、佐賀市さんともですね、相談の上、こちらの地区を対象に、住民説明会を実施しようということで企画をしているものでございます。もちろんですね、今回これだけで終わりだとか、そういうこと等ではなくですね、もちろん今後も、そういった御要望等があればですね、また、佐賀市、佐賀県さんともよく相談の上ですね、引き続き実施等もいろいろ検討してですね、様々な

形で情報提供等には努めていきたいと考えております。

続きまして、工事用車両はどのくらい通るのかということでございますけれども、今、私ども、佐賀空港を建設した際の実績としてですね、100台程度を運行していたと聞いておりますので、大体それと同程度の車両台数をですね、運行をしていくということを考えております。あと、ルートについてもですね、地図のルートがこれしかないという御指摘だったんですけども、今回、私ども、6校区の皆さんを対象としておりまして、特に、空港周辺のところの皆様に分かりやすいように、こういう形でしております。最後に、住民説明会の時間が1時間半で短いのではないかとということですが、それもいろいろ会場の都合ですとか、皆様の都合もございますし、1番最初にお答えしましたように、別に、今回これでですね、もう二度とやらないというわけではございませんので、今後も、皆様の御要望を踏まえて私どもとしては、丁寧にですね、地元の方に御説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

○山田委員

時間の配分ですけども、これ会場の都合とか皆様の都合と言われますけども、例えば、質問が多過ぎてその時回答が得られなかったっていうとですね、1回そこで終わったらもう熱も冷めるし、折れるんですよ。だから、私は、ただ1時間半ですよ。1時間半で説明をして質疑を受けるんですか。過去の説明会のときのことも踏まえてですね、これはもうちょっと時間をとるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○防衛局職員

御指摘はよく受け止めますけれども、私どももすいません先ほども御説明したとおり、今回で別に終わりというわけではございませんので、今後もですね、しっかりと住民の方に御理解いただけるようにですね、説明会等の実施についても、佐賀市さん含め、地元の皆様と御相談しながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○山田委員

答えになってないと思うんですね。1回の説明会が1時間半では少な過ぎる。これ後にまた開催をするからそれでいいっていうようなことじゃないんです。今までの説明会もそうだったんじゃないですか。時間が来ましたので終わりますっていう。これきた人に対しても失礼だと思います。もうちょっと時間の配分を考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○防衛局職員

ちょっと別な観点から御答弁させていただければと思います。昨年末の住民説明会等で繰り返し皆様に御説明をし、質問にもお受けしてきた立場から申し上げさせていただくと、従来の説明会、御記憶のとおりでございますけども、私のほうから、そもそも安全保障環境がどうで、オスプレイの必要性がどうだという非常に長い説明が、冒頭の場合によって40分45分、ありました。そのあと、しっかりと御質問をお受けするというようなことをルール住民説明会の中でもやってきて、場合によっては不十分であるという御指摘も受けたところでございますけれども、翻って今回の工事の説明会についての御説明というものは、先ほど御説明をさせていただいた、この工事について、こういった形で工事をします。そして安全に配慮しながら、しっかりと対応しますと、いうところに今説明の内容としては尽きるという意味において、冒頭の部分の説明の時間とい

うのは、非常に短いんじゃないかというようなことも思っております。そういったバランスの中、そしてまたその会場をいろいろと、いろいろ手配をさせていただいて、この後にも会場を片づけて次のイベントが待っていると、こういったことの中においてこういう時間の設定をさせていただいているところでございます。御指摘もつともでございますけども、我々としてもしっかりと御質問にお受けする時間は取るつもりで、設置をさせていただいているところでございますので、先ほどから申し上げたとおり、これで終わりでないというようなところも含めまして、ぜひ御理解いただければと思います。以上でございます。

○嘉村委員長

今の答弁だとですよ、1時間半を一応、説明の時間と質疑の時間に充ててるってことですけど、しかしそれにあらず、延長もありうるということですよ。あとの都合によってはね、時間があれば。

○九州防衛局長

今、委員のほうから御指摘ありましたけれども、今までの説明会もですね結構延長してまして、時間通り終わったという記憶は私はありません。ちょっと誤解があるみたいですけど。かなりですね延長してるケースもあります、長時間ですね。だからそこは現地の質問の状況とかを踏まえてそこは柔軟に判断したいと思っております。

○山田委員

今の御答弁は説明会で時間が足りなかったとか、また後でもう1回説明会をやっていたきたいというようなときには応じるというような御答弁だと思いますが、それで間違いないですね。

○防衛局職員

先ほども御説明したとおりこれこれで終わりというわけではありませんので、しっかりと、私ども引き続きですね、丁寧に、地元の方々の御理解を得られるように対応していきたいと思っております。

○松永憲明委員

ぜひそういうふうにしていただきたいと思えます。ちょっと話を元に戻すんですけどね、土地の売買については実は佐賀市長のほうから、地権者の反対があれば防衛省は土地の取得は出来ないのではないかと、防衛省の見解をお伺いしたいという質問がですね、昨年、出されておったと思うんです。ところがそれについての回答は全くなされてないわけですよ。文書で申入れがあったにもかかわらず、回答はなされてない。なかったと思うんですね。つまり、先ほど山下委員のほうから話がありましたように、国造堀の土地はですね、実は、地権者254名の方が共有されている土地であるという認識に立つわけなんです。これはそういう形になっていると思うんです。一筆一筆が254名の方が持っておられる。ということになってると思うんです。そういうことで法的にいくとですね、これは、全員の承諾がなければ売買が出来ないっていう、根本的にそこに立ち帰らなくちゃならないと思うんです。だから、先ほどの認識、問題がないという認識が示されたんですけどもそれは漁協との間の話の中でしょ。本当はそうじゃないんですよ。違うんですよ。だからそこが防衛省としてですよ、そういう認識でいいのかどうか。市長には文書での質問がされているにもかかわらず答えていらっしやらない。しかし、

漁協がこうやって進めたから、地権者が総会で決めたからと。ところがその、総会そのものがですよ、そういうことを決めていいのかどうかという問題も実は指摘をされております。ですからちょっとそこはですね、もう少し、防衛省としてはきちっと、法的な問題を含めて、回答すべきだと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○防衛局職員

防衛省が法的根拠を示してくれということをございました。我々の見解としましては、冒頭から局長のほうから申し上げてるとおり、防衛省としましては、本件土地の登記名義人は、佐賀県有明海漁協であるということから、佐賀県有明海漁協との間で契約を締結したところをございます。その際の漁協内部の手続につきましては、手順を踏んで決定した方法により進めていただいたものと承知しており、ということで問題ないということでご説明させていただいてるところをございます。

○松永憲明委員

私はね、法的な問題を含めて言ってるわけですよ。そこを踏まえて、防衛省としては、検討をつぶさにされたのかどうかということなんですよ。だから、これが後々問題になってきたときに、どうしてもそこに立ち返るざるを得なくなると思うんです。大きく問題になってきたときにですね、そこを言ってるわけですよ。そういう言い方だけで逃げられないんじゃないでしょうかということ言ってるんです。いかがですか。

○防衛局職員

繰り返しになりますが、漁協内部の手続につきましては、手順を踏んで決定した方法により進めていただいたものと承知しております、我々防衛省としては問題ないと認識しております。以上です。

○千綿委員

説明会のほうが出たんでちょっと確認をさせていただきたいんですが、お住まいの方ってということなんで、要するにこの校区にお住まいの方だけしか対象にならないのか、ほかのところから、来られても入れないってことなのか。佐賀市はまちづくり基本条例がありまして、佐賀市の住民というのは通勤する人も市民ですよって認識があるんですよ。ということは例えばこの校区に会社があつて、通勤している人も本来は入れたほうがいいのかなと思うんですが、ちょっと確認です。説明会のときの。

○防衛局職員

私ども基本的にはですね、工事する周辺に住んでる方の皆様を対象に、丁寧に御説明したいという思いで、こういうふうに書かせていただいております。もちろん、通勤されてその会社で、日中そういう何らかの影響を受ける方もいらっしゃると思います。もちろんそういう方を排除してるわけでもございませぬ。ただメインとしては、やはりそこに実際にお住まいの方々を対象に考えて、ちょっとこういうふうに記載したというところをございますので、別にそれ以外の人を絶対入れないとか、そういうことではありませぬので、御理解いただければと思います。

○千綿委員

先ほどから説明会でここだけじゃ駄目じゃないかという意見もありましたんで、要するに排除しないということであればですよ、例えば、この搬入の道路沿いの人も来られたら別には入れないというわけじゃないということだけまずしていただければですよ、

そんなにめちやくちやっぱい来るのかなという気は私しますので、排除されなくて、こられた方は聞いていただいて質問させていただいてもいいのかなと思うんで、そこは柔軟に考えていただければと思います。以上です。

○山下委員

先ほど山田委員からもちょっとあったんですが、要するにこの6校区の人にまず案内が行ってますけどもね、工事全体からいくと、例えば土砂はどこから運搬するのかっていうことになる、土砂運搬する近辺は、北のほうからなら当然、北からずーっと下がってくるんだから、どこでも関係してくるでしょうって話があってるわけなので、それが6日と8日に、南部地域ですっていうだけでなく、本当にその佐賀市民全体に対して、まともに説明をね、年明けてしてないんだから、本来すべきじゃないですかと思うわけですよ。12月の開き方も、大変せっぱ詰まってる、参加したくても出来なかったっていう人がいるから、開いてくださいということを、ここの、特別委員会が設置された後もですね、何回も、佐賀市に対しても申入れをしてくださって言いましたが、それは届いているのかね。何もせずに今ここまで来てるわけなんでね。だから今ここで皆さんがいらっしゃるからもう直接言いますが、今日は柳川で説明会がありますでしょ。柳川市民に対して、佐賀市民全体に対しての説明がないまま、着工に向かっていくんですかっていうことでもあるので、この工事説明というテーマを区切ってするということよりも、やっぱり本当この経過まで含めてきちんと説明をするっていう義務はあると思うんですよ。近隣住民の人たちが影響を受けるわけではないんですから。そこのところをどのようにお考えになってるんでしょうか。丁寧に丁寧にってさっきからおっしゃってますが、誰に対して丁寧にって思ってるんでしょうか。

○防衛局職員

まさに市民全体にという御指摘だと思います。これまだ市のほうと調整中の内容ではございますけれども、いわゆる自治会協議会のほうにもですね、アナウンスをさせていただいて、御要望があればですね、必要に応じて、公民館などで実施をするというようなことも考えております。我々としてのお問合せ先の連絡先ということも書かせていただいている中でですね、申し上げているとおり、広く地元の皆様に対して、丁寧に説明したいというふうに考えているところでございます。

○山下委員

自治会協議会を通じて開催の要望があればという言い方は、それは佐賀市内のどこの地域に対してもというお考えでよろしいんですか。それとも地元、近隣だけを考えてらっしゃるんですか。

○防衛局職員

繰り返しですけども市と調整中の内容であるという前提で申し上げますと、自治会協議会には全ての自治会の皆さんがお集まりになってきているというふうに承知をしているところでございます。

○山下委員

佐賀市との調整とおっしゃいますが、佐賀市議会は佐賀市民の代表なんですよ。だから、ここで言われたことも含めて、ちゃんと受け止めていただきたいわけですよ。だからこれまでも、もっと市民説明会をやってくださいと。地域だけを限定するのではなく、

全体を対象としながら、あるいは北部地域だとか、町なかだとかっていうところももっとあるじゃないですかって事これもずっと言ってきたのに、しないまま今着工に向かっているんだということに関して、大変不信の声が届いております。ですから、佐賀市と相談するというのもでしょうが、佐賀市民の代表である議会のこの特別委員会でも、こういうことがあっているということを引き止めていただきたいんですが、いかがですか。

○防衛局職員

繰り返してございますけども、我々として議会に対して適切に対応するというのも当然の務めであると同時に、市の執行部のほうとも適切に調整をさせていただくという中で、前回の委員会でも、承った御指摘事項について、市のほうともしっかりと連携をして、その上で適切に対応させていただくということを申し上げた次第です。そういったことも一つの形として、年明けの、地元の住民への説明会という形になったんだと思っております。今後のこの工事の説明会につきましても、そういった意味においてしっかりと、住民のほうに寄り添ってですね、議会のほうそして市の人の連携という中で適切に対応していきたいというふうに思っております。

○堤委員

先ほどのいろいろ質疑を聞いておりました確認でございますけども、売買契約は漁協と締結されたということでございますので、今後ですね、もちろんその支払いという決済の事業とか、それから登記とか、こういった事務的なものが進められていくと思いますが、あわせてその6月上旬には着工したいということで、それ以降については有明海漁協のほうでも了解をいただいて、事務的にですよ。そこら辺のところはきちっと整理されてるんだろうと思いますが、その点について確認です。

○防衛局職員

工事につきましても、節目節目といえますか、そういうことで、まさにこの、本日お配りした資料とかをですね、順次今も、御説明差し上げているところでございます。そういうことで漁協の皆様にも御理解を得ながらですね、丁寧に進めていきたいと考えております。

○堤委員

要するに6月上旬から着工するということについて、了解はいただいているんでしょうねということの確認なんです。

○防衛局職員

いただいております。

○松永憲明委員

開発許可はおりにしているんですか。つまりこれは佐賀市のほうで、恐らく都市計画法に基づいて開発許可が出されないと、恐らく工事に入れないと思うんですけども、その手続はちゃんと踏まえておられるんですか。

○防衛局職員

開発許可はおりにしているのか必要なのかという、御質問につきましては、我々佐賀市さんと調整してそれは必要ないと聞いております。

○千綿委員

次工事の関係ですね、その説明の中で、24時間工事をされるってありましたよね。通常こういう駐屯地を造るときに、同じような24時間でやるのか。私がちょっと思い当たるのは、木更津が7年度末の暫定配備が切れるから24時間なのかなとちょっと思ったんですが、24時間される理由ですね。例えばほかの駐屯地もそういったやり方をされてるのかどうか、そこをちょっと教えてください。24時間工事をする原因です。24時間しなくても、通常の8時間工事を工事期間の中でやっていけばいいのかなという気がするんですけど、当然その木更津の暫定配備の期限が迫ってるってということも含めてなんだろうなと思いますが、24時間やるってということで決められた経緯を教えてください。

○防衛局職員

もちろんですね、島嶼防衛における防衛能力の構築というのは、非常に喫緊の課題だと防衛省としてはですね認識しております。そういうこともございますので、我々としては、佐賀空港へのオスプレイの配備につきましては早期にですね、実施する必要があると考えております。それ以外にも、例えば佐賀以外にでもですね、御指摘のあったように、夜間工事やってるという実績もございますし、それ以外にもいろいろですね、やっているところも実際はございます。そういったことも踏まえてですね、今回私どもとして、24時間、夜間もですね工事を実施したいとは考えております。ただ、できる限りですね、地元の皆様への影響が低減できるようにですね、いろんな声も御相談に乗りながら私どもも、できる限りのことを実施していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○千綿委員

ということは、木更津の暫定配備が7年度までというのは関係ないって認識でいいんですかね。どのぐらい時間かかるのかっていうのを教えていただきたいんですけど。それともう1点は、佐賀空港の算出を基礎にした場合100台、これ1日100台っていうことですかね。それと、搬入と搬出が多分出てくると思うんですが、搬入が100台なのか、搬出入れての100台なのか。それと、どこの土をここに持ってくるのか。例えばこれが24時間土の搬入があるのか。そこら辺の詳細をちょっと教えてください。

○防衛局職員

最初の点についてなんですけれども、もちろん防衛省としてはですね、木更津市さんに対して、陸自オスプレイの暫定期間は5年以内を目標とするという旨も御説明しておりますので、そういったことも踏まえております。続きましてダンプの関係ですけれども、100台というのは、運行する台数でありまして、それを回していくというんですか、それを、土砂を取りに行つて、現場に持ってきたりと、そういった運用台数ですので、そこは、以前あった佐賀空港さんの工事をちょっと、参考にさせていただいてその実績を踏まえて、やっていこうと思っております。もちろん夜間についてはできる限り、日中にですね、運べるようになればいいとは思っておりますけれども、いろいろ運用しながら、ルート分散化を図ったり、我々としても、安全に配慮したりしてですね、当然交通マナーですか、そういったところもしっかりと教育をして、しっかりと対応していきたいと考えております。

○千綿委員

先ほどの木更津はですよ5年以内を目標とするわけですから、もうおしりが決まってるっていうわけじゃないと思うんです。確かにですよ、今中国の問題の尖閣の問題とか台湾侵攻の問題とかいろいろあるんで、早めにつくったらいいというのは個人的に賛成でございますが、ただ、佐賀市にですよ、24時間トラックが運行するのかっていうなるんですよ、安全面とか、例えば子どもの通学時間とかは省いたりとか、例えば昼間だけ取りあえず搬入して、そこにどっか積んで、工事するとかいうことを考えないといけないのかなと、私ちょっと直感的に思ったんですが、木更津市へは、目標として、5年後がちょっと半年延ばし1年延ばすということは、ちょっと少しは考えていただけたらいいんじゃないかなと思うんですよね。確かに、早急に建てなきゃいけないのは当然そうだと思いますんで、それは理解出来ますが、どうしてもやっぱり延びるっていうことであれば、木更津市さんにもちょっとすいませんって延長のお願いをするとかいうことも考えられるということで、よかですか。

○防衛局職員

木更津の部分については、そういった御指摘をいただいたということは持ち帰りたいと思いますが、我々として木更津のほうに約束しているということに向けてですね、最大限努力をするということが、まずは務めであるというふうに思っております。その上で御指摘の安全の部分については…、

○防衛局職員

私どももダンプの通る通学路ですとか見通しの悪い交差点、そういったところには、しっかりとですね、誘導員を立たせて安全には十分配慮して、また、ルート分散化とかをしてですね、できる限りの配慮等をしていきたいと思っておりますので、そういったところで、私どももしっかりと対策していきたいと考えております。

○千綿委員

答弁漏れがあったと思うんですが、要するに搬入ですね。100台のトラックを運行させるということで1日例えば何往復ぐらいそのいろんな道から搬入してくるのかとか、夜中にもトラックが走るという理解なのか、絶対出てくると思うのは、通学時間を止めてくださいよっていうのは、多分要望として出てくるのかなという気がします。やっぱり子どもたちの通学時間に大きなトラックが通ったらやっぱりちょっと危険じゃないかなと思うんで、そこはどうなのか。1日100台運行するわけですから、行く先々によっては遠かったら、運行台数は少なくなるのかなという気がしますんですが、何台くらい搬入搬出があるのか。

○防衛局職員

実際にですね、100台ぐらいを運行することを今考えておりますけれども、まさに、今おっしゃっていただいたように、我々としてもそういった、地元の方々の御懸念に対して、なるべく配慮するように、ルート分散化とかも今検討しておりますので、実際、各ルート何台通るのかまでは運行しながら、なるべく影響が少ないようなところを運用しながらですね、しっかりと伺いもしながらですね、やっていきたいと思っております。

○山下委員

この件の質問で、土砂はどこから運ぶんですかというのを聞いてるんですが、それに

対する答えがないんですが。

○防衛局職員

佐賀市内の土取り場ですとか、佐賀県内の土取り場等について、今いろいろお願いをしているところでございます。

○山下委員

例えば佐賀市だったらば残土処分場があったり、いろんなところもあったりして北のほうにいろいろありますよという声があるんですけども、そういうところからも来る。あるいは佐賀市外の県内ということになると、かなり広範囲になってくると思うんですけども、そうすると集中先はもちろん現地でしょうが、本当に幅広いところで、きちんと知らせて説明をするっていうことがやっぱ当然必要になってくると思うんですが、今ルートを検討中と言われましたけれどもね。それなら本当にもっと最初に広範な説明をすべきじゃないですか。そこはスケジュールの中にきちんと組み込むべきじゃないんですか6日と8日だけでなく。

○防衛局職員

もちろん土取り場から持ってくる場合は、大きい道がメインになってくると思います。実際どこを通るのかは、実際契約をした上でですね、通ってくるんだと思います。最終的には、こちらのほうに集約されてくるんだということになると思います。それでまさに、特にこの最後集中する場所の近傍の皆様は、まずは工事の内容について御説明をし、皆様の御懸念もしっかりと伺ってですね、先ほど言ったとおり、こういったルートの中で、どういったところを通るほうがいいのかですとか、しっかり誘導員をどこに立たせたらいいのかとかですね。そういうことをしっかりとやっていきたいと考えております。

○山田委員

1番最初に何台ぐらい運行するんですかって聞いたのは、まさに稼働する台数じゃなくて、道路を何台ぐらいのダンプが往来するかということを知りたかったんですね。千綿議員が聞いてくれたんでそれはいいんですけども、もうこれ説明会のときにですね、そういう説明も、質問も出てくると思うんですよ。だから今度、6日と8日ですから。できるだけ努力をしていただいてその辺の算出をしていただいてですね、1日だいたい何台ぐらいのダンプが空港周辺を通りますよというぐらいは試算できると思いますので、よろしく願いいたします。

○防衛局職員

できる限りですね、私どもも検討して、お答えできる部分はですね、お答えしたいと考えております。

○嘉村委員長

これ、ルートが決まらなるとやっぱり往来の数っていうのはなかなか出せないでしょ。

○防衛局職員

そうですね、やはり皆様、御懸念があるのでですね、最終的には、本当にこの2本しかないのかもしれないけれども、その手前とかですね、どういったところが通れるのか通りやすいのか。それによって、私どもも考えないといけないと思っておりますので、確定的なことをですね、その時点で言えるのかという、ちょっと検討が必要かと思っております。

○山田委員

まず我々も住民の皆さんもですね、もう何台で稼働するかじゃなくて、どのぐらい往来するかっていうのが1番懸念材料なんですよね。軟弱地盤ですから、これだけのダンブが往来すると道路の傷みも非常に激しいんですよね。私、東与賀ってところに住んでますけども、県の残土処理するのに1日、10台ぐらいしか往来しないのに、相当道路が傷みます。本当に住民の生活に非常に影響するわけですからそういうところもですね、きちっと精査して、運行はしていただきたいと思います。

○防衛局職員

皆様ですね、いろんな御懸念等を私どもも真摯に聞きながら、検討してまいりたいと思います。

○中島委員

先ほどの御説明で、24時間体制で工事をするということで大変驚いています。2月の防衛省と佐賀市の合意事項の6番が、こちら今日の資料に上がってますけれども、4番にですね、「防衛省は駐屯地設置に係る工事期間を含め、周辺環境に十分な配慮を行う」ということをうたっておりますので、夜間に工事車両が頻繁に住民の住んでるところを通るというのは、本当に佐賀市民に対する配慮が、この時点で、感じられないなというふうに思いました。2年後に必ず工事を終了させなければいけないという点で、24時間体制の工事期間を組んであるのであれば、佐賀市民の立場に立って、しっかりとですね、夜間工事をなくす減らすっていう工夫もしていただきながら、この工事期間の再検討が必要と考えました。佐賀市民への配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○防衛省職員

私どももそういった声に、周辺環境の皆様ができる限り影響がないように、様々な対策を講じていきたいと考えております。もちろん工事の車両については関係法令を遵守するすとか、可能な限り、昼に資機材を運搬して、夜間の交通量を限りなく少なくする。私どももできる限りの対策をとっていききたいと思っておりますので、引き続き、皆様のお声も聞きながらですね、真摯に対応を検討していきたいと思っております。

○松永憲明委員

排水対策についてお伺いをいたします。先ほど説明の中では、比重の話が出ましたですね。あとPHの話が出たかどうかちょっと記憶がないんですけども、実は公害防止協定の中にはですね、非常に細かく規定がされております。お読みになったことございますか。そのことでですよ、これまで、排水対策についていろいろお話があったんですけども、詳細について触れられてないもんだからですね。基地内の貯水槽の中で海水を入れて、希釈をして排水をするんだと、こういうことなんですけども、もう少し、公害防止協定に記載されている項目に沿ってですね、細かいことをお話しいただければと、お願いをしたいんですが。

○防衛局職員

駐屯地からの排水についてですけども、国造搦と平和搦、樋門から分散をして排水を行います。そして、排水につきましては、これは先ほども御説明したとおりですね、漁協さんからの御要望のあった適切な比重ということで、国造搦樋門は比重18以上、平和搦樋門は14以上で、排水をいたします。それに当たって、工事期間中のですね、排水

につきましては、先も、先ほど御説明したとおりで、降った雨につきましては、仮設の浄水調整池にですね、溜めて、そこで流す際にはですねそこから場周水路に流す際にPHや濁度をしっかりと測定をしてから、場周水路のほうに流すということにしております。駐屯地の完成後の排水ですけれども、例えば、格納庫整備場等からの生活排水、油を含んだもの、そういったものにつきましては、油分離槽で油脂分を分離して、浄化槽できれいにした後に設置をいたします貯留槽のほうにためます。隊舎や事務所からの生活排水につきましても、浄化槽できれいにした上で、貯留槽のほうにためます。その後は、そこから場周水路に流す水につきましては、水質計を用いまして、測定をして流すということにしております。

○松永憲明委員

今いろいろ言われましたけども、公害防止協定には、もう少し詳しくいろんな項目があったと思うんですね。その説明が全く今のはなされなかったと思うんです。それとももう一つですね、工事期間中の貯水槽は、これはどういようにつくられるわけなんですか。まっすぐコンクリート打設をして貯水槽をつくられるのか、ただ単に土地を掘って、そこに貯留されるのか、そこはどうなってるんですか。

○防衛局職員

公害防止協定との関係では、PH等ですね規定がいろいろ書いておりますけれども、私ども関係法令条例、環境基準等の基準を満たすように、しっかりと処理をしていくことにしております。仮設の調整池のお話ですけれども、それは掘ってですね、ためるようなことを考えております。

○松永憲明委員

そうすると、ただ、掘削して掘ってからそこにためるということであれば、自然に流れ出るっていうことは当然あるわけですね。つながっているわけですから下はずっと海とつながっているわけですから、その排水をするしないにかかわらずですね。地下の水脈としてはつながっているわけですから、流れる可能性は十分あるんじゃないですか。そこは考えられておられるんですか。

○防衛局職員

私どもとしては駐屯地の整備場内にですね、仮設の調整池をつくって、その上でPHとか濁度を測って場周水路に流すので、そういうことを考えております。

○千綿委員

環境整備法第9条のところなんですけど、これ佐賀市からぜひ指定をしていただきたいという要望が出てるんですが、もう工事に入っちゃうとどうなのかなっていうのが、もうそこ1番心配してる1人です。資料を出していただいたということは、何とかその指定をしていただくという理解でいいのかどうか、その件は今どこまでいってるのか。これ、大臣指定でいいのか、それとも閣議決定なり何なりというのがいいのかそこら辺ちょっと教えてください。

○防衛局職員

まず、指定の御要望を佐賀市のほうから承っているという中において、その時点で副大臣のほうからお答えさせていただいてる状況から、現時点で変わっていないというところでございます。また手続的にはですね、いわゆる自治体の指定には政令というもの

が必要になってまいります。

○千綿委員

政令っていうのは防衛大臣で出せるのかどうか。要するに政令を出すためには、大臣許可でいいのかどうか、もちろん国が、内閣が一応そこを認めなきゃいけないのか。木更津行ったときにですね、その要件が結構厳しいというのは聞いてます。独自の防衛施設の滑走路がなければいけないとかいう要件があるようなことも聞いてますが、ここに書いてある「特に配慮する必要がある」ということを認められて、こういう資料出されてると思うんですね。もしこれが出来ないとなるとですね、ちょっと待ってくださってという話になると思うんで、そこら辺の方向性だけでも教えていただけますか。

○九州防衛局長

別添2の資料にですね佐賀市からの要請に対し赤く書いてあるところで佐賀市駐屯地を特定防衛施設として指定することを含めどのような対応が可能か検討してまいりたい。ということで検討をしているところでございます。そういう意味で、政令ですので閣議決定が必要です。ですので防衛大臣だけの判断では出来なくても、もちろん財務省とかですねそういうのがありますので、そこはまさに、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○堤委員

同趣旨の質問なんですけれども、特定防衛施設の調整交付金。法的な中身についてですね、少し資料を取り寄せてずっと読んでおりますけれども、確かにハードルがかなり高いなという気がいたします。ジェット機が離発着するとかですね。火薬庫とか、それから演習場とかですね、港湾とか、ハードルが高くて、少し詳しい方に、国会議員にお聞きしますと、いわゆる民間の飛行場と共用をしているところについては全国でまだその指定の例がないというぐらいにですね、ハードルが高いというふうに聞きました。

しかし、あわせて読んでおきますと、これ市町村に対してですね裁量権が非常にありますし、同時に、ハード面だけじゃなくてですね、ソフト面での配慮というのがかなりできるようになると思うんですね。ここはやっぱり設置市としてはですね、住民に対するケアというかですね手当てをしていくためにもぜひですね、これはお願いしたいなという部分でありますので、確かに閣議決定が必要かもわかりませんが、本当には我々としてもですね、これも市長が発言したことでありますけれども、そのとおりだと思いますので、ぜひ力添えと御理解をいただきたいというのが意見でございます。

○西岡真一委員

私も9条の指定の件について思ってるわけですがけれども、先日、木更津へお聞きしたところ、政令改正が平成23年にあってですね、以降、木更津も、9条の対象に組入れられたという説明をお聞きしました。それまでは対象でなかった。その政令見ても、回転翼航空機——ヘリコプターですけれどもですね、これの離陸着陸が頻繁に行われるものが指定できるとあるんですけれども、オスプレイが回転翼飛行機かどうかっちゃうのはちょっと疑問なところもあるかもしれませんけれども、西部方面の分もですねヘリコプター50台、移駐してくるとお聞きしておりますので、この辺でいくと、堤委員からですね、ハードル高いお話もありましたけれども、案外これは読めるのではないのかなと思いますけれども、こっから先はちょっと防衛省さんではですねなかなか単独でお答

えにくいことだと思います。ご要望ということで是非とも、あとオスプレイというものの特殊性というのを、もし政令改正とかが必要ということであれば、そういう特殊性というものを踏まえて、指定のほうに持っていただけるようにぜひともお願いしたいと思います。これはもう要望ということですね。

○嘉村委員長

この後ですね執行部からの説明がありますんで、大分時間押してますんで、もうひとつぐらいでよろしいですか。山下委員。

○山下委員

木更津に視察をしてきたことを踏まえての、ちょっと本当にシンプルな質問なんですが、住民説明会用の資料を、今までも配られてきてですね。別添4の資料の2ページは18ページというところになってますが、空港利用の対応についてと。1日当たり60回程度の飛行、離着陸って書いてありますよね。今までのずっと読んでたんですよ。1日60回離着陸かと。ところが木更津に行ったときに拝見したのは、オスプレイが1機あったんですが、その後も含めると3機飛んでました。展示飛行中も、一旦ホバリングして飛んでいって、戻ってきて着陸はせずに、ホバリングしたまま、また飛んでいくという状態で何回も繰り返してたんですね。この離着陸60回ってというのは、カウントとしてはどうなるんだろうかとそのとき思ったんですよ。要するに、この地に足ついて着陸だと。地に足つかないホバリングだったら、何回も行ったり来たりするのだろうかということを感じたのが一つと、それから、木更津でも海のほうの、西側が場周経路だというふうに示されてました。我々のほうも、有明海の南側が場周経路だということで、天候によっては内陸もという御説明でしたが、現実に展示飛行されてたときは、もう完璧に内陸部を、オスプレイだけでなく、ほかのヘリも含めて、ぶんぶん飛んでたわけですよ。だから話と違うじゃないかというのが本当に第1印象だったんですが、別に物すごく天気が悪いわけでも何でも無い日に、そのように内陸をオスプレイが3機も飛んでたという事実があったわけですが、住民説明会での説明のありよう現実とのギャップに関してですね、実態どのようなことになっていくんだろうかということも、もう一度お聞きしたいと。1日60回の離着陸というときのカウントはどのようになるんでしょうか。

○防衛局職員

まさにその説明資料に書かれております、1日当たり60回というものの離着陸回数の中には、ホバリング訓練等も含んでおるということでございます。その上で場周経路につきましても、佐賀空港について南側を基本とし、北側をお願いであるというような形でお示しをさせていただいておりますのは、これはまさしく北側には土地があるというようなことの中で、そこへの影響を避けるために、南側を基本とすると。ただし、天候状況が飛行に影響を及ぼす、また災害派遣急患輸送等の緊急時であるという場合に、北側を使用したほうがより迅速安全に飛行ができるという場合には、これは北側もあるというような形で、お示しをしているということでございます。

○山下委員

もう1回、着陸に関してのカウントについてはどうなんです要するに一旦地について着陸というのか。戻ってきてホバリングしているのも、1回だと考えておられるのかどういふふうに。

○防衛局職員

繰り返しますけれども、私どもが御説明をさせていただく中で、1日当たりの離着陸回数、どれぐらいなるかということをお示しする中においては、ホバリング訓練も含んでおります。ただこの仮定の数字という中において個別具体的などのような飛行の仕方を詳細にわたってですね、積み上げてるということじゃなくて、大体の仮定のつかみの数字ということで御説明してるということを御理解いただければと思います。

○嘉村委員長

時間も予定の時間を過ぎております。この辺で防衛省の質疑を終了させていただきたいと思っております。防衛省の皆様は御退室されて結構でございます。ありがとうございました。それでは5分休憩。35分再開します。11時35分再開。

◎午前11時30分～11時35分 休憩

○嘉村委員長

それでは、委員会を再開いたします。次に市の対応状況についてですが、準備いただきました資料の内容について説明をお願いいたします。資料は、Side booksの特別委員会フォルダ第8回から佐賀市資料の順に開いていただきます。よろしくお願いたします。

○執行部職員

それでは説明をさせていただきます。資料につきましてはまず、1番上にあります、佐賀空港の自衛隊使用要請に係る対応についてという資料に沿って御説明をいたします。まず1番目の、令和5年4月1日以降の動きでございますけれども、4月11日の要望書提出。これにつきましては、3月30日に佐賀商工会議所と、一般社団法人建設業協会から本市に対し、駐屯地の整備及び運用に関して、市内企業の活用拡大などを求める要望書が提出されたことを受けまして、当該要望の趣旨を踏まえ、九州防衛局に対して別紙1のとおり、要望書を提出したものでございます。別紙1という資料のほうを御覧いただいでよろしいでしょうか。当該要望書の内容といたしましては、市内企業への受注機会の拡大を図っていただくよう要望書の下記に記載の3点について、九州防衛局へ要望を行っております。一つ目は、工事の入札について、地域の特性に精通した市内企業が受注できるよう、地域評価型の総合評価型落札方式による入札を実施していただくこと。二つ目は、大規模工事について、JV（共同企業体構成員）として市内企業が多く参画でき、また、下請工事についても可能な限り市内企業が参画できるよう配慮していただくこと。三つ目といたしまして、工事に係る資材、仮設材等の購入やリース、その他の業務委託についても、市内企業を活用するよう配慮していただくこと。以上3点につきまして要望しております。防衛省のほうからは、この要望に対しまして、地域評価型の総合評価型落札方式の採用や共同企業体、JV構成員の資格要件の緩和などを検討し、地元受注機会の拡大に努めていく旨の回答を得ております。具体的には、今後実施されます駐屯地の整備等に関する入札については、地域評価型の総合評価型落札方式で実施する計画と聞いております。1の二つ目、4月20日になります。国造掘60ヘクタール管理運営協議会の勉強会の出席でございます。こちらにつきましては、管理運営協議会の勉強会が開催されまして、漁業者等に対し、防衛省から地域振興策や排水対策などの説明がなされ、県と市も参加しております。具体的な内容につきましては、先ほど防衛省

からの説明のとおりでございます。

次の5月17日の陸上自衛隊木更津駐屯地の視察と、5月19日の井野防衛副大臣の面談につきましては、次第2、3で詳しく御説明をさせていただきます。まず2番目、陸上自衛隊木更津駐屯地の視察について御説明いたします。別紙2を御覧いただきたいと思っております。5月17日に、坂井市長以下、総務部長や私を含めまして、駐屯地対策室の職員で、木更津駐屯地の視察を行ってまいりました。施設の目的といたしましては、本市の重要課題であります佐賀空港の自衛隊使用要請について、木更津駐屯地に暫定配備されておりますオスプレイなどの自衛隊機の運用状況を確認し、飛行時の騒音等を体感することで、佐賀駐屯地への自衛隊機の配備による市民生活への影響などのイメージをつかみ、今後の市政の参考にするとということでございます。視察の内容といたしましては、木更津駐屯地司令である広瀬団長への表敬、オスプレイの概要説明、駐屯地の全景の確認、油分離槽の確認、オスプレイ実機の確認、隊舎の確認などを行ってまいりました。視察の感想といたしましては、本部庁舎の屋上と機体の近くからオスプレイの実際の音を体感することが出来、市民生活への影響を生じさせない配慮を求めると改めて感じたところでございます。そのほか、オスプレイに備えられました安全性を確保するための様々な機能や油分離槽の運用状況などにつきましても、実物を確認しながら詳しい説明を受けることが出来、今後の市政の参考にできるものと感じております。今後も防衛省に対しましては、合意事項の着実な履行と迅速な情報提供を求めていきたいと考えております。

最後に3、今後の取組でございますが、まず、先日、5月19日に井野防衛副大臣との面談の際に提案がありました、防衛省との定期的な意見交換、情報共有の場の創設についてでございます。現在、防衛省と組織体制などについて調整を行っているところでありますが、本市としましては、この会議は、主として特定防衛施設の指定に向けたスケジュールや進捗状況を協議する場と位置づけております。その上で、地域振興策や整備工事の進捗についても情報共有を図っていきたいと考えております。会議の開催につきましては、月に1回程度定期的で開催したいというふうに考えております。なおこの会議において協議した内容につきましては、適宜、特別委員会の皆様にも報告をさせていただきますというふうに思っております。

次に、防衛省と佐賀県有明海漁協南川副支所との協定の立会いについてでございますが、防衛省と漁協南川副支所との協定につきましては、駐屯地からの排水対策や生活環境などの整備、地元事業者の皆様との切なる思いを反映されているものだと感じております。本市としても、生活環境の整備等につきましては、防衛省に対し合意事項の中で必要な措置を求めており、地域住民に対し、より手厚い支援を行うためにも、特定防衛施設の指定は非常に重要であることから、井野防衛副大臣との面談の中で、立会いの前提として、指定に関する進捗状況等の報告を求めたところでございます。協定の立会いにつきましては、防衛省の対応状況などを踏まえ、検討の上、判断したいというふうに思っております。資料の説明は以上になりますが、先ほどの防衛省のお話の中で、佐賀市と調整中ということが何点かあります。そのうちの一つにですね、開発許可という御質問に、佐賀市と調整して出来たというようなお話があったかと思いますが、この開発許可につきましては、都市計画法第29条で、公益上の施設につきましては開発許可申請は

不要というふうになっておりますので、市との調整ではなくて法律上の文言による内容ということになりますので、補足させていただきます。

○松永憲明委員

まず最初に立ち返るんですけども、防衛省との確認。8項目の確認は説明をされましたけども、調印されたっていうのはまだ聞いてないんですが、その点はどうなってるんですか。

○執行部職員

2月27日に合意しました内容につきましては、防衛副大臣それから佐賀市長のほうで合意した内容について、それに調印したものを、ホームページのほうにも載せさせていただきます。

○嘉村委員長

佐賀市のホームページに載せているということですね。

(「議会へ報告されていないのでは」と呼ぶ者あり)

○嘉村委員長

ホームページには掲載されてるということでした。議員には報告等あってませんよね。

○執行部職員

3月1日の第6回委員会で、別添資料2ということで、合意の内容等について御説明させていただきます。その際に、事務手続上の調印を行うという御説明を差し上げているかというふうに記憶しております。

○山田委員

もう工事も着工するわけですよ。私たち木更津市、木更津駐屯地に視察に行ったんですけども、木更津市においてはですね、5年間の暫定配備にもかかわらず佐賀に来たらもう永久に自衛隊駐屯地ができるわけですよ。5年間なのに、半年のうちに校区説明会15回、それと各団体の説明会と、頻繁に住民に寄り添った説明会をやられてるんですよ。佐賀市の場合は、そういう説明会の予定がないようなんですが、これは、例えば自治会とか、校区自治会とかそういうところから説明会の要望があれば、市として説明会をするのか、防衛省に依頼をして説明をしてもらうのか、佐賀市としてどのように考えておられるのか、ちょっとお示してください。

○執行部職員

説明会につきましては、要望があった際には防衛省のほうに説明をお願いすることになるかと思っております。また、今後行われますその工事説明会につきましても、防衛省のほうに、住民の方に寄り添った対応は求めているところがございます。

○山田委員

自治会とかからの要望があったらということを行いましたけども、例えば、佐賀市が率先して、校区説明会等々、そして業界等々に説明会をする予定があるのかどうかお示してください。

○執行部職員

佐賀市主体としての説明会は、現在のところ予定しておりませんが、そういった御要望があった際には、防衛省のほうにそういった説明会をお願いしたいと思っております。

○山田委員

確認です。例えば自治会長さんとか、いろんな各種団体から要望があったら、佐賀市が防衛省にお願いをして説明会をやっていくようにしていくということで、佐賀市からの積極的な説明会はないということで確認してよろしいでしょうか。それともう一つ。木更津市はですね、5年間の暫定配備のときに協議会をつくられてるんですよ。これを佐賀市として絶対つくるべきだと思うんですよ。こういう短期間のうちに、説明会とか少ないのに決定をしてしまった。私は協議会を絶対つくるべきだと思うんですが、そのところをどのようにお考えなのかお示してください。

○執行部職員

二つ御質問があったかと思います。後のほうの協議会でございますけれども、合意事項の8-4でございますけれども、そこで協議会を設置するというふうに合意をさせていただきますので、これに基づいて今後協議会の設置をやっていこうというふうに考えております。それと最初の御質問でございますけど、説明会でございますが、説明会につきましてはやはり施設を設置しようとするものが、その責任においてすべきものというふうに私どもは考えており、ただこれだけの大きなものでございますので、先ほど来、工事の説明会について、るる御議論があつてございましたが、住民生活に大きな影響を及ぼすような工事説明会であるとか、排水の説明会。こういうものにつきましては、防衛省に対し、真摯な対応を今後も求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山下委員

先ほどですね、説明会開催の要望があれば防衛省に伝えると。要望があれば防衛省に伝えるという言い方になってますけれども、これまでもこの委員会で説明会要求してきましたよね。年末の12月の3回だけではなく、もっと全体を対象にして、校区に限らずに開いてほしいということを書いてきました。それに関してですよ、ちゃんと伝えて、対応した結果必要ないというふうになったのか。それとも佐賀市がですよ、もうこれ以上必要ないということで特に伝えもしなかったのか。地元の自治会協議会からも、九州防衛局に対して4月頃でしたか、説明会の要請を直接しに行ったという記事もあったと思うんですが、そういう動きがあつてるのに、そういうことがきちんとなされないままここに来てるわけですよ。それで今皆さんの言い方は、要望があれば防衛省に伝えますっていう、なんか物すごく他人事に聞こえるわけですよ。議会の特別委員会の中で、説明会すべきじゃないかっていうことは、何人かから出てるわけですよ。住民説明会でも出てましたよね。これで終わるなよと。でもあれで終わって、もうここまで来てしまってるっていうこの事態について、どのようにお考えなんですか。もうずいぶん先の話されてますけど、説明会に関する考え方。住民から要望が出たとき、寄り添ってというふうに言われますが、もう全然そうになってないことに関して、佐賀市としてどのように考えてらっしゃるんですか。

○執行部職員

先ほど来、防衛省への御質問、御意見ございましたが、これからですね工事の説明会がですね、大きな工事がなされるということで、我々としてもですねやっぱりこれだけ大きな工事があつて、車両の通行が激しくなるということもございますもんですから、そこはやっぱり今後ですね生活あるいは事業活動にですね影響が出る懸念もございます

もんですから、それについては求めてまいっておりますし、今後とも求めてまいりたいというふうに思います。

○山下委員

この工事だけじゃなくて、説明会をやってほしいと言ったことに対してやらないままここまで来て、今は、工事に関してはっていうふう限定した言われ方をしていますけども、そうでなく、もっとちゃんとかう要望があったら対応するっていうことを示すべきじゃないかということですよ。で、佐賀市は主体じゃないっていうふうに言われますけど、いろんな市民を代表していますよね。だから、計画に関しても、計画を進めるべきだと思ってる方たちは、そうだなと思って進めるかもしれませんが、この計画を進めてほしくない、特に、土地は売らないとおっしゃってる地権者が現実に存在している中で、これが着々と進んでいくということに関してですよ、佐賀市はそこはきちんと考えていくべきだと思うんですが、その辺はもう、上が進めていることですからって済ますつもりなんですか。市民ですよ地権者。地権者への向き合い方に関してもそうだし、だから説明会をしてほしいということがあったときに、そこをちゃんとかつなぐとかですね、質問が出たときに、それに答えないまま、この問題も進んでるわけですよ。管理運営協議会だとかいろんなところで。でもそれは組織内のことですからっていうことで済ましてしまうのか。でも、実際影響を受けているのは、やっぱり市民である地権者でもあるわけですから、そんなの全部含めてですね、テーマ区切らずに、もっとちゃんとかう、いろんな声にきちんと間に立って対応しますっていうふうなことをしていけないといけないんじゃないかという意味で言ってるわけなんです。

○執行部職員

これまで様々な御意見がありましたもんですから、その都度ですね防衛省に対しまして、市議会に出た意見についてはお伝えしております、私どもも市民生活への影響、事業活動への影響、こういうことができるだけ少なくなるよう求めてまいっておりますし、今後とも求めてまいりたいというふうに考えております。市民に真摯な対応をしていただくよう、我々としても求めてまいりたいというふうに思います。

○執行部職員

先ほど御質問いただきました合意事項に調印した件につきまして、私どものほうが送付をしております。4回の資料で掲げている部分で、実際に押印した文書については送付しておりませんでした。以上でございます。

○山下委員

木更津には、総務部長も行かれたわけですね。で、課長も行かれたということで、オスプレイも乗られたんですかね。格納庫を確認しましたっていうことで書かれてるんですが、私どもも行きまして、あそこはもともとがヘリ 70 機、オスプレイがプラス 17 機、暫定配備ということで 87 機にもなるけれども、格納庫に入るんですかっていうことが住民説明会で出たそうですよ。それに対して、オスプレイは、空母等の艦上に乗せるような艦載機なので、小さくコンパクトにすれば乗りますよという説明をしましたという、説明をされてました。つまり、87 機、格納庫に入るという想定ですということだったんですよ。木更津市の説明で。自衛隊の方にも聞いたらちゃんと入れてますと。佐賀空港では、30 機から 40 機弱しか格納庫には入らないということで、あとは、屋外駐機という

話になってますが、海の近くでこんなに野ざらしで大丈夫だと思いますかって言ったら、ちょっと苦笑いされてましたけれども、その辺りに関しては、直接、確認はされましたか。格納庫の問題って住民説明会で結構出てましたけれども。

○執行部職員

御質問の趣旨は、今の計画で今の防衛省の説明が、大丈夫かということっていう趣旨でしょうか——現地に参りまして、格納庫も拝見をさせていただきまして、格納庫の収納状況も確認をいたしました。それとあと防衛省がですね、佐賀駐屯地で御説明をなされている——今山下委員が御紹介ございましたように、こういうふうな対策をするというふうな説明もそこでは申し上げました。それについては、そういうふうな駐機の仕方もありうるというふうにお答えをいただいたところでございます。

○嘉村委員長

他に御質疑もないようでありますので、この質疑を終了させていただきたいと思いません。執行部の方々は御退席されて結構でございます。次に、委員間協議に入りますけれども、本日の参考人招致でお気づきの点があれば、皆様から何か御意見があればお聞きしたいと思えますが。

○松永憲明委員

売買契約書をできるだけ提示していただければと。資料としてですね。

○嘉村委員長

売買契約書を開示出来ないと言ってませんでしたね、できると言ってましたよね。そういう要望としてお伝えします。資料として。他になければ、委員間協議ちょっとこれで閉めたいと思えます。最後にその他、何か皆さんから御意見等ございますかね。

○山下委員

この前の議会報告会のときにも、説明会を要望する意見が出てたじゃないですか。全体会の第一部のときに、やっぱり説明会が開かれてこなかったということで、だからもっとそれは要求してくださいということに対して、委員長としても、要望していきたいというふうにお答えになってたわけですが、そのことも踏まえてですね、今日のやりとり聞いてても、言葉としては真摯にというふうに言われますけども、何かいろんな面でまだ不十分だと思いますので、そこはもう少し議会報告会での回答もあったわけで、きちっと、ぜひ市にも防衛局にも要望していただきたいなど。

○嘉村委員長

そういう声があったことについては伝えます。防衛局の今日の話聞けば、いろんな団体、いろんなところから要請があればやっていきたいという旨の発言ありましたんで、ちゃんとその声も伝えていきたいというふうに思えます。他にないようでありますので、これをもって本日の特別委員会を終了させていただきます。大変御苦労さまでした。